

# 香川県報



第 50 号

平成 16 年

6月25日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 規 則

●香川県駐車場規則の一部を改正する規則

（総務学事課）

一

### 告 示

○字の区域に編入する旨の届出

（自治振興課）

○介護保険法の規定による事業者の指定

（長寿社会対策課）

二

○香川県統計調査条例の規定によるかがわエンゼルプラン21フオローアップ調査の実施

（子育て支援課）

○香川県証紙の売りさばき人の指定

（会計課）

三

### 公 告

○大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出

（経営支援課）

○地籍調査の成果の認証（二件）

（農政課）

○土地改良区の役員の就任の届出

（土地改良課）

○開発行為に関する工事の完了（二件）

（建築課）

六

### 教育委員会告示

○博物館法の規定による博物館の登録

## 規 則

香川県駐車場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

香川県知事 真鍋武紀

### 香川県規則第六十六号

香川県駐車場規則の一部を改正する規則

香川県駐車場規則（平成五年香川県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中「午前七時三十分」を「午前七時」に、「午後十時」を「午後十一時」に改める。

別表第一号イの表備考中「午後十時」を「午後十一時」に改める。

### 附 則

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

## 告 示

●香川県告示第四百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十六年六月二十五日から編入する旨、池田町長から届出があった。

平成十六年六月二十五日

香川県知事 真鍋武紀

上 欄	下 欄
小豆郡池田町大字池田字迎地	小豆郡池田町大字池田字平木八八二の五、八八三の二、八八六の四、八八六の五、八九〇の二、八九二の四、八九二の五から八九二の七まで、一一〇〇の二、一一〇一の二、一一〇二の二、一一〇三の二、一一〇三の三、一一〇四の二、一一〇四の三、一一〇七の二、一一〇七の三及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の一部並びに八八六の二及び一一〇八に隣接する道路である国有地の一部
	小豆郡池田町大字池田字北地二一一二の五、二一一五の三及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の一部並びに二一一二の一から二一一二の

小豆郡池田町大字池田字平木	三まで、二二一二の七、二二一二の九及び二二二四に隣接する道路である国有地の全部
小豆郡池田町大字池田字北地二二一二の二、二二一九の二、二二一九の五	小豆郡池田町大字池田字北地二二一二の二、二二一九の二、二二一九の五
小豆郡池田町大字池田字下地	小豆郡池田町大字池田字北地二二二〇の二、二二二一の二の一部、二二二五の二、二二二五の三、二二二五の四、二二二五の五、二二二五の六、二二二五の七、二二二五の八、二二四〇の一、二二四〇の二の三及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部並びに字下地二四〇五の五の地先の水路である国有地の一部
小豆郡池田町大字池田字林	小豆郡池田町大字池田字下地二四八九の二から二四八九の四まで、二四九〇の三、二四九〇の六、二四九二の三、二四九二の四、二四九五の四、二四九五の六、二四九六の二、二四九七の二、二四九八の三、二五〇〇の二、二五一六の二、二五一六の三、二五一七の二及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部
小豆郡池田町大字池田字焼山	小豆郡池田町大字池田字北地二二九一の二、二二九二の二、二二九三の二、二二九四及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の一部並びに二二七七、二二九五及び二二九六に隣接する道路である国有地の一部
小豆郡池田町大字池田字北地	小豆郡池田町大字池田字焼山二九六八の三及びこれに隣接する道路・水路である国有地の一部

●香川県告示第四百六十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十六年六月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号 三七七〇一 〇三一七八	事業所の名称 及び所在地 グループホームあい 高松市川部町一三〇〇 番一	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地 アイ電機株式会社 代表取締役 谷本英樹 高松市一宮町八二六番 地六	指定年月日 平成十六年 六月十五日	サービス の種類 痴呆対応 型共同生 活介護
三七七〇一 〇三一九四	デイサービスなごみ 高松市香西北町七九番 地一〇ウッドネスト香 西一〇一	有限会社WINS 取締役 金生康孝 高松市香西北町七九番 地一〇ウッドネスト香 西一F	〃	通所介護
三七七〇一 〇三一八六	デイサービス夕風 高松市林町一九八六番 地一	有限会社エイトヒルズ ・コーポレーション 取締役 富田英臣 高松市林町一九八六番 地一	平成十六年 六月十八日	〃

●香川県告示第四百六十六号

香川県統計調査条例（昭和二十四年香川県条例第四十五号）の規定に基づき、かがわエンゼルプラン21フォローアップ調査を次のとおり実施する。

平成十六年六月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査の目的

「新香川県子育て支援計画（かがわエンゼルプラン21）」の達成度について、県民が子育てを行う環境にどれだけ満足しているかという視点から調査し、今後の子育て支援

施策の資料を得ることを目的とする。

二 調査地域

県内全域

三 調査対象

平成十六年五月一日現在県内に住所を有し、一歳六箇月以上二歳以下の児童の保護者の中から無作為に抽出した二、五〇〇人

四 調査方法

郵送調査

五 調査の実施期間

平成十六年七月一日から同月十四日まで

六 調査事項

- 1 属性に関する事項
- 2 父親の家事及び育児参加に対する母親の満足度
- 3 仕事と育児の両立に関する雇用環境面での満足度
- 4 育児リフレッシュや様々な事業に応じた保育サービスへの満足度
- 5 地域社会の子育て支援に対する子育て家庭の満足度
- 6 子育ての相談制度の利用のしやすさについての子育て家庭の満足度
- 7 子どもを安心して遊ばせられる身近な場所についての満足度
- 8 フッ化物洗口を実施している児童の割合
- 9 子育てに伴う経済的な負担感
- 10 児童虐待についての意識
- 11 子育て支援の現状

●香川県告示第四百六十七号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の規定により、香川県証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成十六年六月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定年月日

平成十六年六月十七日

二 住所

岡山県倉敷市潮通三丁目四番地

三 氏名

株式会社瀬戸内菱化サービス 代表取締役 荒木寛孝

四 売りさばき場所

坂出市番の州町一番地 株式会社瀬戸内菱化サービス坂出事業部内

公 告

●香川県公告第三百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年六月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所  
西村ジョイ株式会社 高松市成合町八九一番地一
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西村ジョイ成合店 高松市成合町八二番地一ほか
- 3 変更しようとする事項  
(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
変更前 六、六二六平方メートル  
変更後 一五、三二二平方メートル  
(二) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の位置及び収容台数  
変更前 位 置 別図のとおり  
収容台数 二五八台  
変更後 位 置 別図のとおり  
収容台数 六二五台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位置 別図のとおり

収容台数 一二台

変更後 位置 別図のとおり

収容台数 三六台

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 別図のとおり

容量 一二立方メートル

変更後 位置 別図のとおり

容量 六九立方メートル

(三) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後七時三十分

変更後 午後八時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前七時三十分から午後八時まで

変更後 午前七時三十分から午後八時三十分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 数 二箇所

位置 別図のとおり

変更後 数 三箇所

位置 別図のとおり

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

3の(一)、(二)の事項 平成十六年十二月一日

3の(三)の事項 平成十六年七月一日

二 届出年月日

平成十六年六月十六日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年六月二十五日(金曜日)から同年十月二十五日(月曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十六年十月二十五日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一週間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第三百五十三号

善通寺市の行った地籍調査の成果は、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

平成十六年六月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十四年度から平成十五年度まで

二 成果の名称

1 善通寺市地籍図

2 普通寺市地籍簿

三 調査を行った地域

生野町、普通寺町、大麻町の各一部

四 認証年月日

平成十六年六月二十五日

●香川県公告第三百五十四号

小豆郡土庄町の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）

第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する

平成十六年六月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十四年度から平成十五年度まで

二 成果の名称

1 小豆郡土庄町地籍図

2 小豆郡土庄町地籍簿

三 調査を行った地域

湊崎、上庄の各一部

四 認証年月日

平成十六年六月二十五日

●香川県公告第三百五十五号

小豆郡池田町の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）

第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する

平成十六年六月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十四年度から平成十五年度まで

二 成果の名称

1 小豆郡池田町地籍図

2 小豆郡池田町地籍簿

三 調査を行った地域

大字池田の一部

四 認証年月日

平成十六年六月二十五日

●香川県公告第三百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三豊郡

岩瀬池土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年六月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の

種類

氏名

住所

退任年月日

理事

増田 稔

三豊郡高瀬町大字上勝間一

一七番地三

一五六〇番地

大西 弘

大字下勝間二〇五番地

早海 隆

大字上高瀬一八一三番地一

二五三八番地一

政本義三郎

大字上高瀬一八一三番地一

一六六九番地一

伊藤 義政

大字新名八三番地

一四九四番地

藤田 隆

大字新名八三番地

一二五三番地一

大井 要

三野町大字下高瀬二二四六番地

一五二六番地

小畑 藤吉

二六〇三番地

新庄 一博

二五九六番地一

岩本 幸雄

一八六九番地

真鍋 恵

二二一八番地一

関 正博

二二一八番地一

磯崎 弘

高瀬町大字上勝間一三二四番地一

二二一八番地一

矢野 康雄

高瀬町大字上勝間一三二四番地一

二二一八番地一

就任した役員

種別	氏名	住	所	就任年月日
理事	増田 稔	三豊郡高瀬町大字上勝間一	一七番地三	平成一六、五、三〇
	大西 弘	〃	一五六〇番地	〃
	羽野 道雄	〃	大字下勝間一八一番地一	〃
	早海 隆	〃	二五三八番地一	〃
	政本義三郎	〃	大字上高瀬一八一三番地一	〃
	梶原 和雄	〃	一七五七番地	〃
	三好 秀義	〃	三四七番地	〃
	黒田 勝彦	〃	大字新名一二三七番地	〃
	大井 敏運	〃	一二三九番地一	〃
	石井 弘敏	〃	一八八〇番地三	〃
	新庄 一博	〃	三野町大字下高瀬二二四六番地	〃
	岩本 幸雄	〃	二六一三番地	〃
	眞鍋 恵	〃	二五九六番地一	〃
	嶋田 義久	〃	二〇五九番地三	〃
監事	磯崎 弘	〃	二二一八番地一	〃
	三谷 正義	〃	高瀬町大字下勝間二二二番地	〃

●香川県公告第三百五十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。  
平成十六年六月二十五日

香川県知事 眞鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
坂出市加茂町字井手西六二〇―四、六二〇―五及び六二〇―一三
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
坂出市加茂町六四二番地 藤原 茂夫

●香川県公告第三百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第

平成十六年六月二十五日印刷発行

印刷発行所 香川県庁

(購読料月極二千五百円)

三十六条第三項の規定により公告する。  
平成十六年六月二十五日

香川県知事 眞鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
坂出市林田町字番屋前三四九五―四、三四九六―一及び三四九七―二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
坂出市林田町三五〇四番地三  
港自治会 代表者 富永弘

教育委員会告示

●香川県教育委員会告示第七号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十二条の規定により、次の博物館を平成十六年六月二十二日博物館登録原簿に登録した。  
平成十六年六月二十五日

香川県教育委員会

名称 地中美術館  
所在地 香川県直島町三四四九番地一



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています